

受 験 規 約

試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、悪質な場合、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

在宅試験	会場試験
<ul style="list-style-type: none"> 試験運営委員および試験監督の指示に従わない者 試験中に、助言を与えたり、受けたりする者 本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者 他の受験者に対する迷惑行為を行う者 暴力行為や器物損壊、電話やメール・口頭・文書による試験に対する妨害行為におよぶ者 その他の受験要項（試験時間・指定提出物の期限までの提出等）に定められた受験規則に準じず不正行為を行う者 その他の不正行為 	<ul style="list-style-type: none"> 試験運営委員および試験監督の指示に従わない者 試験中に、助言を与えたり、受けたりする者 スマートフォン・携帯電話・PHSなどの通信機器、電子デバイスを使用する。※時計としても使用できません。 本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者 他の受験者に対する迷惑行為を行う者 暴力行為や器物損壊、電話やメール・口頭・文書による試験に対する妨害行為におよぶ者 その他の受験要項（試験時間・指定提出物の期限までの提出等）に定められた受験規則に準じず不正行為を行う者 その他の不正行為
在宅試験におけるその他禁止事項	会場試験におけるその他禁止事項
<ul style="list-style-type: none"> 「願書提出に関する注意事項」および受験票記載の注意・禁止事項に準じます。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験問題・解答用紙・受験票はすべて回収します。試験場からの持ち出しは厳禁です。 試験中に一旦退出すると再入場はできません。 試験時間に遅刻、試験会場を間違えると受験できません。 試験会場によっては時計がない場合があります。時計をお持ちいただく場合は、原則として腕時計に限りです。 「願書提出に関する注意事項」および受験票記載の注意・禁止事項に準じます。

試験実施日時および受験の権利行使期間について

当学会が実施する検定試験は受験願書提出期間や試験実施日時を設けており、指定日時終了後は「受験者」の受験する権利が消滅します。ただし、当学会が不可効力と認めた場合に限り、再受験等の権利行使期間を設けることがあります。

在宅試験問題一式の受け取りについて

在宅試験問題一式（以下、「試験セット」）の配送は受験者本人の受領とし、願書記載住所以外の配送、ポスト投函・宅配ボックス・郵便局留め等の受験者都合による配送・受領方法には応じられません。なお、受験者による禁止行為の手配および受領がおこなわれた場合は、失格とし試験セットを回収いたします。

また、試験当日午前中不在等により試験セットの受け取りができなかった場合、試験開始の14時までに再配達ができない場合があります。その際は開始時間が守れないため失格とし、試験セットは回収いたします。

試験結果の通知

全ての受験者に対して、合否通知書を所定の期日に送付します。合否通知書が届かない場合は、合否発表一週間後以降に必ず学会業務センターまでお問合せください。学会が定める合否発表日から起算して一ヶ月以上経過した場合は、合否通知書の再発行依頼には応じられません。

指定書類返却の義務

試験問題・答案用紙・受験票の提出は受験・未受験に関わらず、必ず指定の方法で返却してください。

認定範囲の限定

当学会主催認定資格は、メンタルケアおよびそれに隣接・関連する知識を、当学会の定める基準における試験において一定以上有することで合格とし、資格認定をしています。当学会主催認定資格は、試験合格者の職能ならびに適性を証明するものではありません。当学会主催認定資格とは以下の通りです。

メンタルケアカウンセラー®
メンタルケア心理士®
准メンタルケア心理専門士™
メンタルケア心理専門士®
ベッロス・ハートケアカウンセラー™ 2・3級
アニマル・ベッロス療法士®

試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容及び採点内容、採点基準・方法についてのご質問には一切お答えできません。

解答内容の非公開

提出された解答用紙等の内容については、一切公開いたしません。解答内容の確認および返却等の要望についても一切お答えできません。

知的所有権等の権利帰属

当学会が実施する検定試験に関する試験問題等の著作権（著作権法第27条 および第28条で規定）と著作者人格権（著作権法第18条から第20条で規定）など一切の知的所有権は学会および協会に帰属します。「受験者」による試験問題・解答用紙等の複製、改変、編集、頒布等及び当学会の権利を侵害する行為のすべてを禁じます。

試験施行後に不正・違反が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正や願書提出に関する注意事項および本規約違反が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、悪質な場合、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に以下のいずれかの対応をいたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

- ・試験の代替日受験
- ・受験料の全額返還

答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点ができなかった場合は、当該受験者に以下のいずれかの対応をいたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

- ・試験の代替日受験
- ・受験料の全額返還

試験合格および資格登録に関わる規約

定義

・本規約：試験合格および資格登録に関わる規約を指します。

・資格合格者：本資格の試験に合格した者を指します。

・資格登録者：資格合格者で、当学会が定める所定の方法にて資格登録の手続きを行い資格認定を受けた者を指します。

・活動：認定を受けた資格の知識及び技術の範囲内において、呼称を使用した活動を指します。

第1条（資格の種類）

メンタルケア学会（以下「当学会」といいます）が認定する資格は、以下のとおりです。（以下の資格を総称して「本資格」といいます）

（1）メンタルケアカウンセラー®

心理学の入門知識およびコミュニケーション向上で求められる基礎能力を有することを証明します。

（2）メンタルケア心理士®

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる基礎能力を有することを証明します。

（3）准メンタルケア心理専門士 TM

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力のうち、一定の知識基準を修得したことを証明します。

（4）メンタルケア心理専門士®

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力を有することを証明します。

（5）ペットロス・ハートケアカウンセラー TM

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる基礎能力を有し、ペットロスの基本的理解と支援の一定の基礎能力を有することを証明します。

（6）アニマル・ペットロス療法士®

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力を有し、ペットロスに悩むクライアントに対して、相談、支援、そして心理療法を駆使しペットロスから解放する能力を有することを証明します。

第2条（資格の認定）

1. メンタルケア心理士の認定

（1）当学会が定める受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、メンタルケア心理士認定試験に合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでメンタルケア心理士資格を認定し、メンタルケア心理士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、メンタルケア心理士の呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）メンタルケア心理士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

2. 准メンタルケア心理専門士の認定

（1）当学会が定める受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、准メンタルケア心理専門士に合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることで准メンタルケア心理専門士資格を認定し、准メンタルケア心理専門士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、准メンタルケア心理専門士の呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）メンタルケア心理専門士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

3. メンタルケア心理専門士の認定

（1）当学会が定める受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、メンタルケア心理専門士に合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでメンタルケア心理専門士資格を認定し、メンタルケア心理専門士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、メンタルケア心理専門士の呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）メンタルケア心理専門士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

4. ペットロス・ハートケアカウンセラーの認定

（1）当学会が定める等級に準じる受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、ペットロス・ハートケアカウンセラーに合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることで合格した等級に基づいたペットロス・ハートケアカウンセラー資格を認定し、ペットロス・ハートケアカウンセラーの呼称を等級名称とともに使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、ペットロス・ハートケアカウンセラーの呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）ペットロス・ハートケアカウンセラーは特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の商標です。

5. アニマル・ペットロス療法士の認定

（1）当学会が定める受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、アニマル・ペットロス療法士に合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでアニマル・ペットロス療法士資格を認定し、アニマル・ペットロス療法士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、アニマル・ペットロス療法士の呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）アニマル・ペットロス療法士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

6. メンタルケアカウンセラーの認定

（1）メンタルケアカウンセラー資格は、当学会が指定する認定講座を受講し、修了した場合（資格合格者）に本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでメンタルケアカウンセラー資格を認定し、メンタルケアカウンセラーの呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、メンタルケアカウンセラーの呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）メンタルケアカウンセラーは特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

第3条（資格認定証の交付）

1. 当学会は、本資格の認定を受けた者に対し、資格認定証書及びカード、ピンバッチを交付します。なお、ピンバッチの交付は第2条1、3、5項に該当する資格のみとします。

2. 資格認定証を破損又は紛失した場合は、当学会へ速やかに申出を行い所定の手続きを行うことで認定証の再発行を行うことができます。また、申請登録時に届け出た内容（氏名・住所等）に変更が生じた場合は、これと同じく当学会へ速やかに申出を行わなければなりません。

第4条（資格登録者の責務）

1. 常に認定を受けた資格に関する最新の情報を集め、自己研鑽に努めなければなりません。

2. 認定を受けた資格の関連法令の改正、知識、技術の変化等に伴い、認定を受けた資格の知識及び技術の範囲を当学会が変更した場合、資格登録者は当学会が定める所定の方法で知識の補完を行わなければなりません。

3. 活動を行うにあたっては、自らの利益にとらわれることなく、クライアントの利益を優先しなければなりません。

4. クライアントと利益相反が生じる場合、活動をしてはなりません。また、利益相反事項に該当しなくとも、自らの中立性を損なう可能性がある場合については、活動をしてはなりません。

5. 認定を受けた資格取得者としての活動により知り得た個人情報について、情報の流出、漏洩、紛失等の事故がないよう厳守しなければなりません。

6. 資格の名義を第三者へ利用させてはなりません。

試験合格および資格登録に関わる規約

第5条（活動報告義務）

当学会に対し、資格登録者の活動について、クライアントもしくは他の資格登録者からの苦情、又は行政庁もしくはそれに準じる団体からの申入れがあった場合、当学会は、当該資格登録者の活動内容を調査し、報告を求めることができます。資格登録者は、当学会からの調査に協力し、求められた事項を報告しなければなりません。

第6条（資格の喪失・停止）

1. 資格登録者が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 各種申請書類に虚偽が認められたとき
- (2) 法律に違反する行為を行ったとき
- (3) 資格を剥奪されたとき
- (4) 資格喪失届を提出したとき
- (5) 死亡、または失踪宣言を受けたとき

2. 資格登録者が次の各号の一に該当する場合は、その資格を停止する。

- (1) 第4条2項に違反したとき

なお、第6条2項1号の理由で資格の停止となり、再度資格登録を希望する場合は、当学会の定める所定の手続きを完了し、再度資格登録の手続きをしなければなりません。第6条1項の理由により、資格を喪失した場合は、いかなる場合でも資格の登録はできないこととします。

第7条（資格の剥奪）

当学会は、以下の事由に該当した資格合格者、資格登録者に対し、何ら事前の告知をすることなく、認定資格を剥奪することが出来ます。

- (1) 受験規約および本規約に違反した場合
- (2) 不正の手段により、資格認定を受けていた場合
- (3) クライアントの個人情報や漏洩・譲渡・目的外で使用を行った場合（故意か否かは問いません）
- (4) 当学会が認定した資格の呼称を使用し、活動範囲外の活動を行った場合（医師法、薬剤師法、薬事法その他活動に関連する関連法規に違反する言動、業務を行った場合）
- (5) 当学会ならびに特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会、後援団体の名誉、社会的な地位を毀損、失墜させた場合
- (6) 第5条で定める調査協力、報告の義務を怠り、または虚偽の報告をした場合
- (7) 当学会が改善を要請した後も改善の見込みがないと当学会が判断した場合
- (8) 当学会の名称を許可なく使用し、または当学会と誤認させる表現を使用した場合
- (9) 当学会の会員及び資格合格者、資格登録者に対して、マルチ商法、ネットワークビジネス、宗教活動への勧誘を行った場合
- (10) 当学会が主催する研修会、セミナー、資格認定試験において、参加者に対して当学会の許可をなく営業活動を目的とした勧誘を行った場合
- (11) 本資格の指定テキスト、当学会からの提供物の転売、無断公開等当学会が有する著作権を侵害した場合
- (12) 当学会の定める資格認定制度と類似した教材の製作及び養成講座を開催した場合
- (13) 当学会または当学会の関係者に対し、暴行、脅迫、不当要求、強要、押しかけなどの行為を行った場合
- (14) その他、資格剥奪をせざるを得ない行為を行った場合

第8条（呼称の使用）

1. 第2条に基づき本資格の呼称が使用できます。
2. 当学会及び本資格ロゴマーク・ロゴタイプ
資格登録者が、資格登録時に当学会から提供される提供物以外に使用することを禁止します。

第9条（免責事項）

当学会は資格登録者が行う活動について、そこで発生した事故、損害に対し一切関与いたしません。これにより当学会が責任及び損害に伴う賠償を負うことはありません。

第10条（損害賠償請求）

資格合格者及び資格登録者が、当学会の名誉及び信頼・信用・社会的地位を著しく毀損し失墜させた場合、その者に対し損害賠償請求をすることがあります。

第11条（改定）

本規約は、当学会理事会の決議により変更できます。本規約が改定された場合、本規約は、資格合格者及び資格登録者に遡及的に適用されます。

第12条（その他）

ここに定めのない事項については、全て当学会によって決定します。

第13条（附則）

本規約は、平成28年4月1日より実施します。

願書提出 関連詳細

願書提出に関する注意事項

(必ずお読みください)

こちらのページは各種試験の出願手続、出願に関連した各種注意事項等についてまとめたものです。出願される際は、必ずお読みください。

また、在宅試験以外の出願方法は各試験詳細ページにも記載がございます。各試験で受験形態が異なりますので、各試験詳細ページを合わせてご覧ください。

願書提出について

■ 提出書類の記入について

願書の記入事項に不備がある場合、事実と反する場合は、受験できないことがあります。氏名の漢字はJIS第2水準までとします。

■ 提出書類の返却について

受験願書等の受付後は、受験願書等の提出書類は一切返却致しません。

■ 各種検定・認定試験併願について

各検定、認定試験受験資格に併願の可否が記載されています。予めご確認の上、出願してください。併願可能な検定、認定試験で併願を行う場合は「同時に2つの級、または別の検定・認定試験のみ」です。

■ 学科・実技免除について

学科・実技免除の通知を受けた方は指定回が決まっています。指定回以外の免除は受付できません。

■ 氏名・現住所を変更した場合（誤記入を含む）

各受験回の出願締切日までに学会にお電話でお問合せください。出願締切日以降は氏名、現住所の変更先へ「受験票」「試験セット」の送付はできません。

■ 受験者による記載不備の場合

「受験票」発送後のお申し出による変更は、変更可能な期間であれば再郵送料金を受験者実費負担で申し受けます。

■ 受験願書等の不備がある場合

不備のある受験願書等は、受付できません。受験願書等を提出する際には願書の提出書類チェックシートにより、不備がないよう十分に確認してください。

併願受験の条件

■ 併願受験の受験数

併願受験は2つの試験までとなります。※試験によっては併願できないものもありますので、ご確認ください。医療福祉情報実務能力協会検定、認定試験との併願受験も可能ですが、併願受験は2つまでとなります。

受験料について

受験料は銀行振込、郵便振替、現金書留のいずれかの方法で、受験申込者本人の氏名で納入してください。

■ 受験料の納入

<願書を郵送で入手した方>

願書に同封の指定銀行振込用紙か郵便振替用紙を使用し、受験申込者本人の氏名で納入してください。

<ホームページから願書のみ入手した方>

下記のいずれかの方法で、受験申込者本人の氏名で納入してください。

<受験料支払先> 振込み手数料は受験申込者の負担となります。

銀行振込先	郵便振替先	現金書留送付先
<銀行名> 福岡銀行 稲築支店	<振替口座番号> 01720-9-149630	<送付住所> 〒820-0206 福岡県嘉麻市鴨生55
<口座番号> 普通口座 1234885	<口座名> メンタルケア学術学会	<宛名> メンタルケア学術学会 試験業務センター 検定出願係
<口座名> メンタルケア学術学会		

■ 受験料の納入後の返還について

受験料納入後は、受験料返還及び次回試験以降繰り越しはできません。

■ 受験料の納入期限について

受験料の振込、振替、現金書留は各受験回の出願締切日までの収納印(入金受付日附印)のあるものが有効です。各受験回の願書提出期間以外の入金には受付致しません。願書提出期間以外に入金された場合の受験料は返還致しかねます。

■ 受験料納入名義について

受験料納入名義は受験者本人であること。

提出

出願方法は郵送のみ受付ます。各受験回の出願期間中に必要書類を揃え送付してください。

■ 願書の提出方法

<願書を郵送で入手した方>

同封してある指定の封筒を使用し郵便局の書留窓口から簡易書留で提出してください。

<ホームページから願書のみ入手した方>

必要書類を定形外封筒へ封入し、郵便局の書留窓口から簡易書留で下記住所へ提出してください。

<出願書類送付先>

<送付住所>	〒820-0206 福岡県嘉麻市鴨生55
<宛 名>	メンタルケア学術学会 試験業務センター 検定出願係

■ 提出方法について

郵送のみでの受付になります。FAX、メールでの提出は受付ません。

■ 郵便局簡易書留について

簡易書留以外の送付方法で郵送トラブルが生じた場合には責任は負いません。

■ 提出期限について

提出書類の到着は各受験回の出願締切日までの郵便局受付印のあるものが有効です。各受験回の出願締切日以外の郵便局受付印があるものは受付致しません。

受験票

受験票は各受験回の試験日から2週間前までに到着するように郵便局から普通郵送します。

■ 受験票が届かない場合

各受験回の試験日10日前(9月試験のみ1週間前)になっても到着しない場合は、学会業務センターまでお電話にてお問い合わせください。

■ 受験願書等不備がある場合

受験票は発送できません。

試験日当日

■ 試験会場

一部の試験以外はすべて在宅試験となります。

■ 試験セットの受取について

不在の場合は「不在票」が投函されますが、試験当日14時までに受取ができない場合は無効となります。

■ 受験終了後の提出書類の提出期限

試験日当日または翌日の郵便局消印が有効です。試験日当日または翌日以外の消印があるものは無効となります。

在宅試験実施概要

- ① 試験セットは郵便局より試験日の午前中に願書記載住所へ特殊郵便で送付します。試験セットは必ず手渡しとなりますので、試験当日は受験者本人が待機してください。
- ② 各受験検定の受験時間、受験注意事項を遵守し受験してください。
- ③ 受験終了後は試験日当日または翌日に、提出書類を指定封筒へ封入し郵便局の書留窓口にて提出してください。
- ④ 指定以外の送付方法で郵送トラブルが生じた場合、責任は負いません。

合否発表

各受験回の合否発表日当日に、学会から合否通知表を、願書記載住所に郵便局配達記録で送付します。

■ 合否通知が届かない場合

各受験回の合否発表日から必ず7日経過してから、学会業務センターまでお電話にてお問い合わせください。

学科・実技免除で次回受験される際は、必ず願書と合否通知のコピーを一緒に提出してください。提出のない場合には通常受験となります。

■ 学科・実技免除の記載について(免除制度がある試験のみ)

合否通知の表面に学科・実技免除の記載がない場合は次回学科・実技試験ともに受験となります。

■ 合否発表方法について

郵送のみとなります。電話、FAX、メールでの問い合わせは一切受付できません。

その他注意事項

■ 送付した書類等の到着の確認

学会では送付された受験願書等の書類が到着しているかどうかについての照合には応じられません。(郵送時に交付される簡易書留郵便物受領証の引受番号により、各自郵便局で確認してください。)

■ 受験規約について

出願の際に、受験規約を遵守する旨を同意する署名が必要です。必ず受験規約をよくお読みの上、同意書へ受験者本人の直筆署名、捺印後願書と一緒に提出下さい。

■ 試験受験地について

【在宅試験】各種検定・認定試験は日本国内及び在宅試験実施可能地域での受験とさせていただきます。
【会場試験】各受験地の会場(場所)につきましては、受験者数によって調整・確定のうえ、受験票にてお知らせいたしますので、事前のお問い合わせはご遠慮ください。

■ お体に障がいがある方の受験について

お体に障がいがある方で、受験に際して特別な配慮が必要な方は、お申込み前に必ずP36~P37をご確認の上、業務センターまでご連絡ください。申請書をお送りいたします。

身体上の障がい等にかかる特別措置

身体上の障がい等により、受験の際に特別措置を希望する方は、特別措置申請書及び必要書類を準備いただき、予め当学会業務センターにお申し出ください。申請書受付後、審査のうえ障がいの状況等に応じて配慮の内容を決定いたします。

提出期限 必ず受験を希望する試験日の願書提出開始日より1ヶ月前までにご提出ください。

特別措置 申請の方法

特別措置を希望する方は、次の書類を提出してください。

- 1: 身体障がい者等受験特別措置申請書
- 2: 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の写し
 - ※ 写し面は、写真の表示がある面とし、写真は判別できる濃度で複写してください。
 - ※ 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けていない場合、医師の診断書・意見書でも可。

身体及び精神障がいの状態が身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等により確認できないまたは判断に困難を要す場合、医師による診断書・意見書をご提出ください。

特別措置 申請の注意事項

- ・ 願書提出後の特別措置申請は受付いたしません。
願書とともに特別措置の決定通知の添付が必要なため、願書出願期間前余裕を持って特別措置の申請を行ってください。

特別措置 申請後

- ・ 受験を希望する試験日の願書提出開始日より1ヶ月以降に申請を行われた場合は、いかなる理由であれ申請はお受けいたしません。
- ・ 特別措置の有効は申請により許可を受けた試験及び試験日に限ります。
- ・ 申請の提出がない場合は、いかなる理由であれ特別の配慮はできません。
- ・ 出願時には出願に必要な書類とともに当学会より許可を受けた特別措置決定の通知の写しの添付が必要となります。特別措置決定の通知の写しの添付がされていない場合は、特別措置の許可を受けた試験及び試験日であっても特別の配慮はできませんので、くれぐれもご注意ください。

具体的な特別措置内容

在宅試験

肢体不自由	上肢の機能障がい等で文字の記入に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）、ワープロ使用、代筆者による代筆
視覚障がい	弱視等で問題解答に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）、問題冊子・解答用紙の拡大、代読者による代読・代筆（※点字での受験はできません。）
知的障がい・発達障がい等	知的障がい・発達障がい等で問題解答に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）

会場試験

肢体不自由	上肢の機能障がい等で文字の記入に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）、問題用紙への直接解答、解答用紙の拡大、代筆者による代筆
視覚障がい	弱視等で問題解答に不自由がある場合、拡大鏡の使用、試験時間の延長（1.5倍）、問題冊子・解答用紙の拡大、代読者による代読・代筆（※点字での受験はできません）
知的障がい・発達障がい等	知的障がい・発達障がい等で問題解答に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）
聴覚障がい	難聴等で問題解答に不自由がある場合、補聴器の使用、前方への座席の配席、受験の注意事項の口頭説明を用紙で配布、聞こえ具合を考慮し試験官は大きめの声で行う（※手話での受験はできません。）

課題レポート

視覚障がい	弱視等で問題解答に不自由がある場合、問題冊子の拡大（※点字での問題冊子の配布はできません）
-------	---

実技試験

聴覚障がい	難聴等で試験官による質問や指示の聞き取り及び受験者の発声について不自由がある場合、補聴器の使用、筆談、試験時間の延長（2倍）、聞こえ具合を考慮し試験官は大きめの声で行う（※手話での受験はできません。）
-------	--

特別措置の申請方法

業務センターまでお電話ください。

「メンタルケア学会主催 検定・認定試験 身体障がい者等受験特別措置申請書」を送付いたします。

TEL：0948-83-5588 平日：9:00～18:00（土日祝休）

〒820-0206 福岡県嘉麻市鴨生 55

メンタルケア学会 学会研究・業務センター 特別措置係

受 験 同 意 書

メンタルケア学会 殿

私はメンタルケア学会主催の検定・認定試験の受験にあたり、「受験規約」（本書P28～P29に記載）及び「試験合格及び資格登録に関わる規約」（本書P30～P33に記載）、「願書提出に関する注意事項」（本書P34～P35に記載）を確認のうえ、同意しお願いいたします。

平成 年 月 日（願書提出日）

受験者名

印

※受験同意書の提出がない場合、受験は認められません。

必ず受験規約の内容をご確認頂き、願書と共に提出してください。

願書提出日、署名、捺印の無いものは受付できません。

標準
字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

受験番号

↑※ この欄は記載しないでください。

願 書

※ P.38 ~ P.39 を参照の上、ご記入ください。

フリガナ (濁点は同じマス内に記入)														
氏 名	(姓)							(名)						
生年月日 (ローマ数字のみ)	西暦 19		年		月		日	性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	※✓印を記入			
郵便番号 (ローマ数字のみ)	〒			-				年 齢			歳			
現 住 所 アパート名、 マンション名等も 必ず記入してください。	都道府県					市区 町村								
	丁目													
	番地 ・号													
	マンション 建物名													
						部屋 番号								
電 話 番 号			-			-								

受験する試験に ✓印を記入して ください。 併願は2つまで可。 詳しくは受験要綱を ご覧ください。	<input type="checkbox"/>	准メンタルケア心理専門士™ 認定試験
	<input type="checkbox"/>	アニマル・ペットロス療法士® 認定試験
	<input type="checkbox"/>	ペットロス・ハートケアカウンセラー™ 検定試験 2級
	<input type="checkbox"/>	ペットロス・ハートケアカウンセラー™ 検定試験 3級

当てはまる 職業を選んで ✓印を記入	<input type="checkbox"/> 学 生	<input type="checkbox"/> 公務員 (教員含む)	<input type="checkbox"/> 会社員	<input type="checkbox"/> 医療・福祉関係	<input type="checkbox"/> 自営業	<input type="checkbox"/> 主 婦	<input type="checkbox"/> パート	<input type="checkbox"/> 無職・その他
--------------------------	------------------------------	--	------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------------------------

平日の日中 連絡が取れる 電話番号	携 帯 電 話			-			-		
	緊 急 連 絡 先			-			-		

*受験資格がある検定・認定資格は受験資格に該当するか、必ず確認してください。

*願書の記載内容の確認等、学会より連絡することがありますので、平日昼間に連絡の取れる番号を記入してください。

*勤務先等を記入する場合は、その名称も記入してください。 *裏面を必ず確認してください。 *各教育機関には合否の結果が通知されます。予めご了承ください。

教育機関名 (学校名)											
学籍番号 (受講者番号)											

チェックリスト

*に✓(チェック)を入れてください。

検定・認定試験名	願書	受領書	同意書	必要書類 (コピーを送ってください)
<input type="checkbox"/> 准メンタルケア心理専門士 TM 認定試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> メンタルケア心理士 [®] 資格証書
<input type="checkbox"/> アニマル・ペットロス療法士 [®] 認定試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ペットロス・ハートケアカウンセラー TM 2級合格証書 <input type="checkbox"/> 当学会指定講座修了証 *いずれか一つをチェックしてください。
<input type="checkbox"/> ペットロス・ハートケアカウンセラー TM 検定試験 2級	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 当学会指定講座修了証 ※2・3級併願の場合一部で可
<input type="checkbox"/> ペットロス・ハートケアカウンセラー TM 検定試験 3級	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 当協会指定講座修了証

*必要書類に「修了証」とある場合にはお手元に修了証を予め準備の上、お振込み・出願してください。

受験料の「振込金領収書」または「郵便振替払込請求書兼受領書」

貼付欄

受験料を銀行または郵便局にて納付した後
「振込金領収書」または「受領書」のコピーをのりで貼り付けてください。

(原本の添付の場合お返しできませんので、予めご了承ください)

なお、貼り付けされていない場合は、受験申し込みの受付はできません。